特別寄稿

身を削る医療機関の経営

診療報酬引き上げで
経営者の報酬確保を

顧問税理士　**嶋 賢治**

去る 10 月 27 日、厚労省から医療法人の 2024 年度決算内容の発表がありました。

これによれば、半数の病院が赤字であることが明らかになりました。

これまでも自治体病院の９割で経常収支が赤字であるなど、深刻な事態であることが問題になっていました。

ではほかの民間の病院や医療法人の経営は順調なのでしょうか。

経営を圧迫する大きな要因の一つは物価高です。この２～３年の上昇は異常で、私たち医療機関の経理を担当しているものには、数字を通してその厳しさがヒシヒシと伝わります。

問題の根本的な原因の一つが消費税です。社会保険診療収入には消費税がかかりませんので、患者さんから消費税を受け取れません。それに対して、薬品や消耗品、医療機械等の購入に際しての消費税は医療機関の負担ですから、税率が上がるにしたがって経営に対する圧迫度が高まるのは目に見えています。

そのうえ、それよりもさらに大きな問題は人件費です。世間並みにベースアップしないとスタッフに去られ、穴埋めするには人材紹介業者に多額の紹介料の支出を余儀なくされます。

医業を個人立で経営されている先生にとっては、その影響が所得のダウンとしてストレートに数字に表れますから判断は単純です。

ところが医療法人の経営上の決算利益は個人のそれとは異なります。

民間の医療法人にはその経費の大きな割合を占める役員報酬が任意に決められるという特殊事情があります。

経営環境が悪化した状態で決算を迎えると、当然赤字の状態になります。

赤字を避けるには、次期に診療収入の増加が見込めなければ次期以降の役員報酬を削る以外方法はありません。

民間の医療法人の経営がそこまで問題にならないのは、経営者の報酬の上げ下げが任意であることから、赤字が人為的に隠されてしまう点にあるのではないかと思われます。つまり、経営が厳しくなれば役員報酬のダウンで表面上の黒字は保てます。

ところが国公立の場合はそのようにはいきません。経営する立場にある役員の報酬も一定保証されているでしょう。従って診療報酬単価の上昇なしには赤字を脱却できません。

民間の医療法人の役員報酬のダウンの傾向を統計的に求めて、いかに民間は身を削る経営を行っているかアピールする必要があるのではないでしょうか。県の医療政策課に決算後報告している「経営状況に関する報告」の役員報酬欄の動向が注目されます。

どちらにしても、この物価上昇やスタッフ確保のための人件費アップに加え経営者の報酬確保のためにも診療報酬のアップは避けて通れません。

日本医師会も、このままだと患者や国民を守る地域医療の崩壊につながるとして「早期の補助金とコスト増に見合った診療報酬の期中改定を緊急かつ最大限に行うことが必須だ」と強調しています。